（証券コード5610）
2020年３月11日

株 主 各 位

広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社
代表取締役社長　田 中 宏 典

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　時　2020年３月27日（金曜日）午前10時
２．場　所　広島市安佐北区可部一丁目21番23号
当社集会室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第136期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（29頁から31頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

（お　願　い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（アドレス https://www.daiwajuko.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易戦争の長期化による影響から輸出が低迷し、製造業においては調整局面が続いております。また、中国経済の減速、不安定な世界情勢から先行きは依然として不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、当社は大型鋳造技術を活かした新たな分野への営業展開、また新設やリニューアルするホテルを中心とした宿泊施設需要を取り込み、「鋳物ホーロー浴槽」の営業を強化するなど、受注・売上の拡大に取組んでまいりました。また、収益改善を図るため、原価の低減、諸経費の削減等の経営合理化にも取組みました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は43億４百万円（前年同期比6.3％増）、営業損失は23百万円（前年同期は営業損失１億79百万円）、経常利益は84百万円（前年同期は経常損失71百万円）、当期純利益は93百万円（前年同期は当期純損失62百万円）となりました。

部門別の概況は以下のとおりであります。

（産業機械関連機器部門）

産業機械関連機器では、工作機械、造船、産業機械全般にわたり積極的な受注活動を展開いたしました。また生産面においては、生産性の向上、経費削減等の総合的なコスト削減を推進してまいりました。

日本工作機械工業会による2019年の受注実績は、米中貿易戦争の長期化や世界経済の先行き不透明感が継続していることが影響し、受注総額が１兆22百億円と前年同期比32.3％減と大幅に減少しております。

当社の工作機械分野におきましても、当社が得意とする大型鋳物部品需要が減少し、受注高は８億21百万円と前年同期比28.3％の減少となりました。

ディーゼルエンジンの分野は、価格面においては引き続き厳しい状況が続いているものの、需要は伸びたことから、当分野の受注高は４億１百万円と前年同期比28.5％の増加となりました。

産業機械部品の分野は、当社の特徴である一貫生産体制により取引先の様々なニーズに応えることで、定盤の受注が大幅に増加したことから、当分野の受注高は５億40百万円と前年同期比69.4％の増加となりました。

この結果、当部門の受注高は21億90百万円（前年同期比15.5％減）、売上高は25億24百万円（前年同期比15.4％増）となりました。

（住宅関連機器部門）

住宅関連機器では、2019年の新設住宅着工戸数は905千戸（前年同期比4.0％減）となっており、中長期的にも着工戸数の減少が見込まれております。一方、リフォーム市場においては、中長期的に市場が横ばいに推移すると見込まれております。

こうした中、住宅関連機器の分野は、ホテル向けの「鋳物ホーロー浴槽」は新築や改装での引き合いが増加しており、今後の売上拡大が図れるものと見込んでおります。一方、一般住宅向け「鋳物ホーロー浴槽」の販売は前年同期比ほぼ同水準の結果となりました。

この結果、当部門の売上高は17億80百万円（前年同期比4.3％減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は１億３百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

鋳造工場　25ｔ高周波誘導炉コイル更新工事　　37百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度は増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、運転資金として１億円、金融機関より借入金の調達を実施しました。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第133期 (2016年12月期)	第134期 (2017年12月期)	第135期 (2018年12月期)	第136期 (当事業年度) (2019年12月期)
売　　上　　高(千円)	3,931,379	4,132,459	4,048,312	4,304,705
経常利益又は経常損失(△)(千円)	98,486	24,353	△71,153	84,946
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	95,286	5,592	△62,466	93,312
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	70.33	4.13	△46.11	68.89
総　　資　　産(千円)	6,383,601	6,771,705	6,424,602	6,450,335
純　　資　　産(千円)	3,289,714	3,414,798	3,031,532	3,171,148
１株当たり純資産額　(円)	2,428.14	2,520.71	2,237.94	2,341.15

(注) 当社は、2018年７月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第133期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）を算定しております。

⑶　対処すべき課題

当社は、「顧客第一主義」を基本に長年培ってきた技術に裏打ちされた製品をユーザーに提供していくこと、即ち、徹底的に品質にこだわり、お客様に支持される製品を提供することで、事業環境に左右されにくい安定的な収益の確保が図れる強固な企業体質を構築していくことを目指しております。具体的には次のような施策に取組んでおります。

①　生産管理の徹底、強化

顧客のニーズに的確に対応できる営業活動の推進及び製品競争力の強化のため、各工場において小集団活動に継続的に取組み、生産性向上によるリードタイム短縮や徹底したコスト削減を図っております。

本社工場では、当社の得意とする大型鋳物部品の主力受注先である工作機械やディーゼルエンジン分野に加え、その他産業機械関連分野からの要請にも柔軟に対応できる体制を整えております。

②　製品の販売増大及び販売体制の強化

産業機械関連機器部門においては、当社の特徴である一貫生産体制を活かした高付加価値製品である定盤の拡販を重点施策として取組んでおります。

住宅関連機器部門においては、高付加価値の自社製品である鋳物ホーロー浴槽やこだわりの風呂であるやまと風呂（五右衛門風呂・羽釜風呂・陶器風呂・磁器風呂・木風呂）の拡販を重点施策として掲げております。さらに近年では、介護施設用のオーダーユニットバスや特注介護用浴槽への取組みも積極的に行っております。

また、鋳物ホーロー浴槽の新機種の開発にも積極的に取組んでおります。

販売体制面では、ＯＥＭ先・新規ルートの開拓等、幅広い展開を行うとともに、首都圏及び西日本の営業強化を図っております。

③　人材の育成

これまで培ってきた技能の伝承はもとより、さらに高度化させ、「ダイワブランド」として顧客から厚い信頼を寄せられる高い品質の製品を供給する企業として、人材の育成に取組み現場力の向上を図ってまいります。このため、日本鋳造協会主催の鋳造カレッジに計画的に人員を派遣し、中核人材の育成に向けた取組みを強化しております。

⑷ 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業内容	主要製品
産業機械関連機器	工作機械周辺機器及び機械鋳物部品、 ディーゼルエンジン鋳物部品、機械加工
住宅関連機器	鋳物ホーロー浴槽、ユニットバス、マンホール鉄ふた、 景観製品、化成品、木製建具、その他日用品鋳物

⑸ 主要な営業所及び工場（2019年12月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社	広島市安佐北区	福岡営業所	福岡市博多区
東京営業所	東京都文京区	本社工場	広島市安佐北区
大阪営業所	大阪市淀川区	吉田工場	広島県安芸高田市
広島営業所	広島市安佐北区		

⑹ 使用人の状況（2019年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183（16）名	△1（△2）名	40.09歳	18.09年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑺ 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社広島銀行	582百万円
株式会社もみじ銀行	370百万円

2．株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　4,000,000株
② 発行済株式の総数　1,358,000株
③ 株主数　1,070名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
広島運輸株式会社	241,200	17.80
有限会社ティーワン	85,504	6.31
田中宏典	80,420	5.93
オークマ株式会社	65,000	4.79
株式会社広島銀行	64,900	4.79
広島ガス株式会社	62,500	4.61
株式会社もみじ銀行	62,000	4.57
タカラスタンダード株式会社	60,000	4.42
田中節子	32,000	2.36
株式会社三井E&Sホールディングス	30,000	2.21

（注）持株比率は自己株式（3,474株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田中保昭	広島運輸株式会社　代表取締役社長 株式会社バスストップ　代表取締役社長
代表取締役社長	田中宏典	広島運輸株式会社　取締役 株式会社バスストップ　取締役
常務取締役	大津雅明	企画管理本部長兼管理部長
取締役	若宮千秋	資材部長 株式会社バスストップ　取締役
取締役	間柴進	製造統括本部長兼本社工場長兼吉田工場長
取締役	田中俊治	三和工業株式会社　顧問
常勤監査役	木村一登	
監査役	加藤寛	上八丁堀法律事務所　所長
監査役	藤本克彦	広島運輸株式会社　取締役

（注）1．取締役田中俊治氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役加藤　寛氏及び監査役藤本克彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、取締役田中俊治氏並びに監査役加藤　寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役	8名	82,025千円
（うち社外取締役）	(2)	(3,500)
監査役	3	14,850
（うち社外監査役）	(2)	(7,500)
合計	11	96,875

（注）1．上記には、2019年３月28日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
取締役の報酬限度額は、2006年３月30日開催の第122回定時株主総会において月額15,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2006年３月30日開催の第122回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。
4．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額4,775千円（取締役８名分4,325千円（うち社外取締役２名分500千円）、監査役３名分450千円（うち社外監査役２名分300千円））が含まれております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年３月28日開催の第135回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役２名に対し6,500千円（うち社外取締役１名1,500千円）

（金額には、８頁イ．及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役２名5,500千円（うち社外取締役１名1,500千円）が含まれております。）

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役田中俊治氏は、三和工業株式会社　顧問を兼務しております。
なお、当社は同社と特別の関係はありません。
・監査役加藤　寛氏は、上八丁堀法律事務所　所長を兼務しております。
なお、当社は同法律事務所と特別の関係はありません。
・監査役藤本克彦氏は、広島運輸株式会社　取締役を兼務しております。
なお、当社は同社と重要な資本的関係及び取引関係等特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	田　中　俊　治	2019年３月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会７回の全てに出席し、工業製品デザイン・建築デザインの専門的な知見に基づき、また上場企業における業務執行者としての豊富な経験から、助言・提言を適宜行っております。
監　査　役	加　藤　　寛	当事業年度に開催された取締役会10回のうち８回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
監　査　役	藤　本　克　彦	当事業年度に開催された取締役会10回のうち８回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、助言・提言を適宜行っております。

（注）当社は、定款第29条において社外取締役と、定款第40条において社外監査役との間で、責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、当事業年度末において、社外取締役、社外監査役との間で、当該契約を締結しておりません。

5．会計監査人の状況

① 名称　西日本監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
・会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、全役職員に「コンプライアンス規程」「行動規範」を浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。

②　取締役及び使用人の行為に法令、定款、社内規程等に違反する行為がある場合、または、その恐れがある場合､その旨を会社に通報できる窓口として｢コンプライアンス委員会事務局｣を設け、違反行為の早期発見と防止につなげる。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書記録管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報及び各種会議体の議事録を作成し適切な保存及び管理を行う。取締役及び監査役はこれらの保存文書を常時閲覧できる体制をとる。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　「リスク管理規程」に則り、全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスク管理は管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。

②　万一、緊急事態が発生した場合は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を招集し、迅速な対応を行うことにより損失を最小限に止めるものとする。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は原則毎月１回開催しているほか、必要に応じ随時開催もしている。
毎月開催の経営会議により事前審議を実施し、重要事項に関する意思決定を迅速、的確に行うとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。

②　取締役及び幹部社員が出席する全部門長会議を毎月開催し、経営計画に対する遂行状況をレビューする。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は子会社１社を有し、「経営理念」「行動規範」は子会社にも適用されるものであり子会社へも浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。

②　子会社の業務の適正を確保するため、子会社の業務執行は当社取締役会に報告させ、重要事項の決定は当社の取締役会が行う。

③ 当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社はリスク発生の防止、発見等に努める。
子会社は、損失の危険を把握した場合には、速やかに当社の「リスク管理委員会」に報告を行う。
④ 子会社の業務の適正を確保するために、当社監査役及び内部監査室による監査を定期的に行う。
⑤ 当社の「コンプライアンス規程」に基づき子会社は、コンプライアンスの推進及び徹底を行う。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 内部監査室が監査役の職務を補助する。なお、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要望を尊重し、専任の使用人を置く。
② 当該使用人の評価・人事異動は監査役会の同意のうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整える。
③ 当該使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
① 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行の状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求める。
② 事情により監査役が会議に欠席した場合には、欠席した監査役に議事録を提出するものとする。
③ 監査役会は社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととしている。
④ 適正な目的に基づき監査役に報告した当社の取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

⑻　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

　監査役が、その職務の執行について生ずる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑼　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　取締役は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備する。

②　取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保する。

③　取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

⑽　当該体制の運用状況の概要

　当社は、上記業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。取締役会においては、経営上の様々なリスクの対応策について検討を行い、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施しており、内部統制システムの実効性を向上させています。

　一方、常勤監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び使用人から業務の執行について聴取することで、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しています。

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,428,600**	**流動負債**	**2,566,577**
現金及び預金	1,204,899	支払手形	558,632
受取手形	190,134	買掛金	221,136
電子記録債権	152,579	短期借入金	1,400,000
売掛金	1,000,814	1年内返済の長期借入金	73,596
商品及び製品	538,117	未払金	86,713
仕掛品	154,298	未払費用	23,048
原材料及び貯蔵品	184,388	未払法人税等	52,929
前払費用	2,241	前受金	1,644
未収収益	12	前受収益	2,858
未収入金	11	預り金	25,324
その他	1,101	賞与引当金	17,000
固定資産	**3,021,735**	設備関係支払手形	17,459
有形固定資産	**1,300,842**	その他	86,234
建物	529,262	**固定負債**	**712,609**
構築物	66,016	長期借入金	56,160
機械及び装置	306,558	繰延税金負債	38,625
車両及び運搬具	9,573	退職給付引当金	478,844
工具・器具及び備品	44,002	役員退職慰労引当金	64,137
土地	345,427	資産除去債務	18,726
無形固定資産	**7,933**	その他	56,115
ソフトウェア	6,689	**負債合計**	**3,279,187**
電話加入権	1,243	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**1,712,959**	**株主資本**	**2,668,533**
投資有価証券	1,482,895	**資本金**	**651,000**
関係会社株式	15,000	**資本剰余金**	**154,373**
投資不動産	157,015	資本準備金	154,373
その他	70,699	**利益剰余金**	**1,869,087**
貸倒引当金	△5,150	利益準備金	126,000
投資損失引当金	△7,500	その他利益剰余金	1,743,087
		別途積立金	1,610,000
		繰越利益剰余金	133,087
		自己株式	**△5,927**
		評価・換算差額等	**502,614**
		その他有価証券評価差額金	**502,614**
		純資産合計	**3,171,148**
資産合計	**6,450,335**	**負債・純資産合計**	**6,450,335**

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

損　益　計　算　書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,304,705**
売上原価		**3,537,203**
売上総利益		**767,501**
販売費及び一般管理費		791,463
営業損失		**23,962**
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,450	
その他	106,291	142,742
営業外費用		
支払利息	11,512	
その他	22,319	33,832
経常利益		**84,946**
特別利益		
投資有価証券売却益	41,902	
災害による保険金収入	29,991	
固定資産処分益	13	71,906
特別損失		
災害による損失	28,956	
固定資産処分損	0	28,956
税引前当期純利益		**127,897**
法人税・住民税及び事業税		49,124
法人税等調整額		△14,539
当期純利益		**93,312**

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年1月1日　期首残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	39,774	1,775,774
事業年度中の変動額							
当期純利益						93,312	93,312
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	93,312	93,312
2019年12月31日　期末残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	133,087	1,869,087

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年1月1日　期首残高	△5,852	2,575,295	456,236	456,236	3,031,532
事業年度中の変動額					
当期純利益		93,312			93,312
自己株式の取得	△74	△74			△74
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			46,377	46,377	46,377
事業年度中の変動額合計	△74	93,237	46,377	46,377	139,615
2019年12月31日　期末残高	△5,927	2,668,533	502,614	502,614	3,171,148

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　関係会社株式　　総平均法による原価法

②　その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度の末日の前１ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　総平均法による原価法

③　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・製品・仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産
（投資不動産を含む）　　定率法によっております。
ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却をしております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～65年
機械及び装置	９年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度対応額を見積って計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 投資損失引当金　関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

⑷ その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑸ 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

２．貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(工場財団)

建物	443,268千円
機械及び装置	306,558千円
土地	11,864千円
計	761,691千円

(その他)

建物	35,937千円
土地	12,564千円
投資不動産	103,787千円
計	152,289千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済の長期借入金を含む）	91,556千円
短期借入金	1,300,000千円
計	1,391,556千円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　7,243,773千円
投資不動産の減価償却累計額　116,675千円

⑶ 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務　364千円

⑷ その他の注記
当期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当期末日は金融機関の休業日に該当するため、期末日満期手形及び電子記録債権が次のとおり含まれております。

受取手形	22,842千円
電子記録債権	1,703千円
支払手形	5,859千円

3．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高
営業取引以外による取引高　448千円

⑵ 通常の販売目的で保有するたな卸資産
収益性の低下による簿価切下げ額（売上原価）　16,813千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	1,358,000	－	－	1,358,000

⑵ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	3,392	82	－	3,474

（注）普通株式の自己株式の数の増加82株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

該当事項はありません。

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2020年３月27日開催予定の第136回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

・配当の原資	利益剰余金
・配当金の総額	6,772千円
・１株当たり配当額	5円
・基準日	2019年12月31日
・効力発生日	2020年３月30日

５．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、また、未払金はそのほとんどが４ヵ月以内の支払期日であります。借入金のうち短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

ハ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の２ヵ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）２を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	1,204,899	1,204,899	－
⑵　受取手形	190,134	190,134	－
⑶　電子記録債権	152,579	152,579	－
⑷　売掛金	1,000,814	1,000,814	－
⑸　未収入金	11	11	－
⑹　投資有価証券	1,481,767	1,481,767	－
資産計	4,030,208	4,030,208	－
⑴　支払手形	558,632	558,632	－
⑵　買掛金	221,136	221,136	－
⑶　短期借入金	1,400,000	1,400,000	－
⑷　未払金	86,713	86,713	－
⑸　未払法人税等	52,929	52,929	－
⑹　設備関係支払手形	17,459	17,459	－
⑺　長期借入金 ※	129,756	129,756	0
負債計	2,466,627	2,466,628	0

（※）１年内返済の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形、⑶　電子記録債権、⑷　売掛金、⑸　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑹　投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

⑴　支払手形、⑵　買掛金、⑶　短期借入金、⑷　未払金、⑸　未払法人税等、⑹　設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑺　長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	1,128
関係会社株式	15,000
出資金（投資その他の資産のその他に含む）	102

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑹　投資有価証券」には含めておりません。

6．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、広島県内において賃貸収益を得ることを目的として、土地や建物を所有しております。2019年12月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、78,434千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
162,827	△5,812	157,015	1,115,267

（注）1．貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．当事業年度増減額は減価償却費による減少額であります。

3．当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を適切に市場価額を反映させていると考えられる指標を用いて時点補正した金額によっております。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。

4．上記の貸借対照表計上額には、構築物・器具及び備品は含まれておりません。

7．退職給付引当金に関する注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

退職金制度の30％相当額について、確定給付企業年金制度を採用し、残額については退職一時金を充当しております。

⑵　退職給付債務に関する事項

①　退職給付債務	△743,829千円
②　年金資産	191,827千円
③　未積立退職給付債務（①＋②）	△552,002千円
④　未認識数理計算上の差異	73,158千円
⑤　未認識過去勤務費用	－千円
⑥　貸借対照表計上額純額（③＋④＋⑤）	△478,844千円
⑦　前払年金費用	－千円
⑧　退職給付引当金（⑥－⑦）	△478,844千円

⑶　退職給付費用に関する事項

①　勤務費用	37,730千円
②　利息費用	7,115千円
③　期待運用収益	△1,799千円
④　数理計算上の差異の費用処理額	10,004千円
⑤　過去勤務費用の費用処理額	－千円
⑥　退職給付費用（①＋②＋③＋④＋⑤）	53,050千円

⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①　退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②　割引率	1.0％
③　期待運用収益率	1.0％
④　過去勤務費用の額の処理年数	－
⑤　数理計算上の差異の処理年数	14年（発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。）

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	145,855千円
役員退職慰労引当金	19,536千円
投資有価証券評価損	20,885千円
賞与引当金	5,178千円
その他	33,540千円
合計	224,996千円
評価性引当金額	△67,274千円
繰延税金資産合計	157,722千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△196,348千円
繰延税金負債合計	△196,348千円
繰延税金負債純額	△38,625千円

9．関連当事者との取引に関する注記

取引金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	2,341円15銭
⑵　１株当たり当期純利益	68円89銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月14日

大和重工株式会社
　取締役会　御中

西日本監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　栗　栖　正　紀　㊞

業務執行社員　公認会計士　稲　積　博　則　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大和重工株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人西日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

大和重工株式会社　監査役会

常勤監査役　木村　一登　㊞

社外監査役　加藤　寛　㊞

社外監査役　藤本　克彦　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1．議決権の代理行使の勧誘者

大 和 重 工 株 式 会 社
代表取締役社長　田 中 宏 典

2．議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。第136期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金５円　総額　6,772,630円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年３月30日

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役木村一登、加藤　寛の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
髙田　命（たかだ　まこと） （1965年８月23日生）	1986年４月　当社入社 2011年４月　生産管理部部長兼経営企画部次長兼造機工場長 2019年４月　企画管理本部　管理部　担当部長（現） （重要な兼職の状況） 株式会社バスストップ　監査役	600株
加藤　寛（かとう　ひろし） （1948年10月22日生）	1974年４月　弁護士登録 1976年４月　弁護士事務所開設 2004年３月　当社監査役就任（現） （重要な兼職の状況） 上八丁堀法律事務所　所長	－株

（注）１．髙田　命氏は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．加藤　寛氏は、社外監査役候補者であります。

４．社外監査役候補者とした理由及び社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由並びに当社監査役としての在任期間は、以下のとおりであります。

加藤　寛氏につきましては、弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年であります。

５．当社は、加藤　寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます木村一登氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

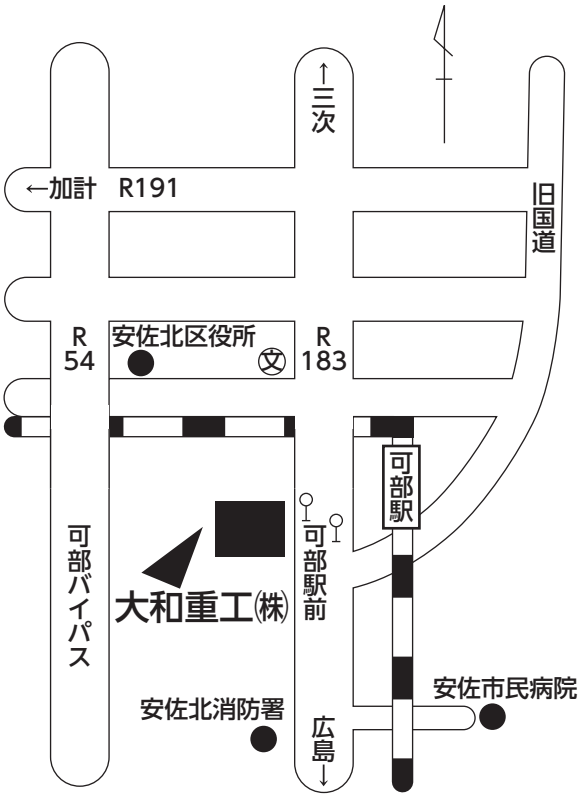
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
木村　一登（きむら　かずと）	2012年３月　当社常勤監査役就任 現在に至る

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社　集会室
ＴＥＬ（082）814－2101



交通機関
・電車　ＪＲ広島駅又は横川駅から可部線可部駅下車、徒歩３分
・バス　広島駅又は広島バスセンターから「大林・吉田」行及び「勝木・飯室」行に乗車、可部駅前下車（当社前）